別表八(一)
「12」若しくは「25」欄に記載がある場合又は「38」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

# ① 受取配当等の益金不算入に関する明細書

| 事業年度 | ・ ・ ・ ・ | 法人名 | |
|---|---|---|---|

別表八(一) 平二十九・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 「28」欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額を含めます。

租税特別措置法第67条の6第1項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「非支配目的株式等」の各欄に記載しますが、このとき、「38」欄には「特定株式投信」と記載し、「39」及び「40」の各欄は記載する必要はありません。

| 当年度実績により負債利子等の額を計算する場合 | | | 基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 完全子法人株式等に係る受取配当等の額(31の計) | 1 | 円 | 完全子法人株式等に係る受取配当等の額(31の計) | 14 | 円 |
| 受取配当等の額(34の計) | 2 | | 受取配当等の額(34の計) | 15 | |
| 負債利子等の額 | | | 負債利子等の額 | 16 | |
| 関係法人等に係る負債の利子等の額、関連者等に係る支払利子等の額で益金不算入額又は恒久的に損金算入とされるべき資本に対応する負債利子等の額又は損金不算入額 | | | 関係法人等に係る負債の利子等の額、関連者等に係る支払利子等の額で益金不算入額又は恒久的に損金算入とされるべき資本に対応する負債利子等の額又は損金不算入額 | 17 | |
| 控除対象負債利子等の額 | | | 控除対象負債利子等の額 | 18 | |
| 負債利子等の額の合計額 | | | 負債利子等の額の合計額 | 19 | |
| 平成29年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額 | | | 平成29年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度の負債利子等の額の合計額 | 20 | |
| 平成29年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額 | | | 平成29年度の関連法人株式等に係る負債利子等の額の合計額 | 21 | |
| 負債利子控除割合 (9)/(8) | 9 | | 負債利子控除割合 (21)/(20)（小数点以下3位未満切捨て） | 22 | |
| 受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (7)×(9)/(8) | 10 | | 受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19)×(22) | 23 | 円 |
| その他株式等に係る受取配当等の額(37の計) | 11 | | その他株式等に係る受取配当等の額(37の計) | 24 | |
| 非支配目的株式等に係る受取配当等の額(43の計) | 12 | | 非支配目的株式等に係る受取配当等の額(43の計) | 25 | |
| 受取配当等の益金不算入額 (1)+((2)−(10))+(11)×50%+(12)×(20%又は40%) | 13 | | 受取配当等の益金不算入額 (14)+((15)−(23))+(24)×50%+(25)×(20%又は40%) | 26 | |

「12」又は「25」欄

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の７第１項」
② 「区分番号」欄：「00583」
③ 「適用額」欄：「12」又は「25」欄の金額

※ 非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「12」又は「25」欄を記載することになりますが、本特例は、保険業法第３条第１項又は第185条第１項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

## 当年度実績による場合の総資産価額等の計算

| 区分 | 総資産の帳簿価額 | 連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等 | 総資産価額 (27)−(28) | 期末関連法人株式等の帳簿価額 |
|---|---|---|---|---|
| | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 前期末現在額 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 当期末現在額 | | | | |
| 計 | | | | |

## 受取配当等の額の明細

| | 法人名 | 本店の所在地 | 受取配当等の額の計算期間 | 受取配当等の額 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 31 | |
| 完全子法人株式等 | | | ・ ・ ・ ・ | 円 | |
| | | | ・ ・ ・ ・ | | |
| | | | | | |
| 関連法人株式等 | 法人名 | 本店の | | | 不算入の対象となる金額 (32)−(33) |
| | | | | 34 | |
| | | | | 円 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| その他株式等 | 法人名 | 本店の所在地 | 受取配当等の額 | される金額 | 不算入の対象となる金額 (35)−(36) |
| | | | 35 | 36 | 37 |
| | | | 円 | 円 | 円 |
| | | | | | |
| | 計 | | | | |

「38」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の６第１項」
② 「区分番号」欄：「00278」
③ 「適用額」欄：「38」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「43」欄の金額の合計額

| | 法人名又は銘柄 | 本店の所在地 | 基準日 | 保有割合 | 受取配当等の額 | 左のうち益金の額に算入される金額 | 益金不算入の対象となる金額 (41)−(42) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 |
| 非支配目的株式等 | | | ・ ・ | | 円 | 円 | 円 |
| | | | ・ ・ | | | | |
| | 計 | | | | | | |

法 0301−0801